

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公開番号】特開2010-63551(P2010-63551A)

【公開日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2008-231369(P2008-231369)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 6 D

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月25日(2011.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な特別遊技状態と、特別遊技状態への移行抽選が実行され得る通常遊技状態と、通常遊技状態よりも有利な状況下で特別遊技状態への移行抽選が実行され得る特定遊技状態と、を採り得る遊技機であって、通常遊技状態時及び特定遊技状態時には遊技者にとって不利な閉状態である一方、特別遊技状態時には遊技者にとって有利な開状態となり得る可変入賞口を有するパチンコ遊技機において、

特別遊技状態として、予め定められた複数回数、予め定められた条件下で可変入賞口を遊技者にとって有利な状態とする単位遊技を実行可能である前提下、

前記複数回数の単位遊技のすべてが、第一の条件にて可変入賞口を遊技者にとって有利な状態とする第一の単位遊技である第一の特別遊技状態と、前記複数回数の一部の回数に係る単位遊技が、第一の条件とは異なる第二の条件にて第一の単位遊技時と同一の可変入賞口を遊技者にとって有利な状態とする第二の単位遊技である第二の特別遊技状態と、を実行可能であり、特別遊技状態後に特定遊技状態に移行する状況下では、特別遊技状態後に特定遊技状態に移行しない状況下と比較して、高確率で又は常に、当該特別遊技状態として第二の特別遊技状態を実行可能に構成されていることを特徴とするパチンコ遊技機。

【請求項2】

第一の単位遊技では、可変入賞口が、最大で第一の所定時間、遊技者にとって有利な状態となる前提下、

第二の単位遊技では、当該第二の単位遊技開始から、第一の所定時間よりも短い第二の所定時間、第一の単位遊技と略同一又は類似の動作をし得る一方、第二の所定時間後においては、第一の単位遊技と異なる動作をし得る、請求項1記載のパチンコ遊技機。

【請求項3】

第二の単位遊技が実行される場合、第一の単位遊技と異なる前記動作を行った後に当該第二の単位遊技が終了する、請求項2記載のパチンコ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0002】**

現在最も普及しているパチンコ遊技機は、始動口に遊技球が入球したことを契機として、7セグ等の表示部上で「特別図柄」と称される図柄が変動表示され、当該特別図柄が当たり図柄（例えば「7」）で停止した場合、通常遊技状態よりも遊技者にとって利益状態の高い特別遊技（例えば、30秒を上限として遊技球が10球するまで大入賞口を開放する単位遊技を15回継続する）に移行するタイプの、いわゆる「デジパチ」と呼ばれている機種（従来の「第一種遊技機」）である。ここで、多くの機種においては、前記当たり図柄として、当該当たり図柄に基づく特別遊技が終了した後、再び通常遊技状態に戻る「普通当たり図柄」と、当該当たり図柄に基づく特別遊技が終了した後、前記通常遊技状態よりも特別遊技に移行し易い特定遊技状態に移行する「確率変動当たり図柄」・「時間短縮当たり図柄」が存在する。そして、通常のパチンコ遊技機は、特別遊技終了後に特定遊技状態に移行するか否かの報知を、特別遊技開始前、特別遊技中又は特別遊技が終了してから所定期間経過後に行う。

ここで、特別遊技中に報知するタイプに着目すると、当該タイプにおける典型的な報知手法として、ディスプレーを用いて報知する手法、大入賞口を用いて報知する手法が挙げられる。前者の具体例としては、特別遊技中の所定のタイミングで、当該特別遊技終了後の遊技状態を報知する演出表示をディスプレー上で行う手法が挙げられ、後者の具体例としては、大入賞口を複数設け、所定の大入賞口の開放と当該特別遊技終了後の遊技状態を関連付けることにより（例えば第一の大入賞口が開放したら確変）遊技状態を報知する手法が挙げられる。しかしながら、いずれの報知手法においても、普通に遊技を行う場合には遊技状態の報知がなされるため、遊技状態の報知を望まない遊技者に対して遊技の趣向を低下させる恐れがある。

**【特許文献1】特開2004-337366**

**【特許文献2】特開2006-110079**

**【手続補正3】**

**【補正対象書類名】明細書**

**【補正対象項目名】0003**

**【補正方法】変更**

**【補正の内容】****【0003】**

そこで、本発明は、特別遊技終了後の遊技状態を場合により又は常に秘匿すると共に、特別遊技時における大入賞口の開閉動作により当該遊技状態を報知するタイプのパチンコ遊技機において、当該遊技状態の報知を望まない遊技者に対して遊技の趣向を低下させる恐れの無い、これまでに無い斬新な報知手法を提供することを目的とする。

**【手続補正4】**

**【補正対象書類名】明細書**

**【補正対象項目名】0004**

**【補正方法】変更**

**【補正の内容】****【0004】**

本発明は、遊技者にとって有利な特別遊技状態と、特別遊技状態への移行抽選が実行され得る通常遊技状態と、通常遊技状態よりも有利な状況下で特別遊技状態への移行抽選が実行され得る特定遊技状態と、を探り得る遊技機であって、通常遊技状態時及び特定遊技状態時には遊技者にとって不利な閉状態である一方、特別遊技状態時には遊技者にとって有利な開状態となり得る可変入賞口を有するパチンコ遊技機において、

特別遊技状態として、予め定められた複数回数、予め定められた条件下で可変入賞口を遊技者にとって有利な状態とする単位遊技を実行可能である前提下、

前記複数回数の単位遊技のすべてが、第一の条件にて可変入賞口を遊技者にとって有利な状態とする第一の単位遊技である第一の特別遊技状態と、前記複数回数の一部の回数に

係る単位遊技が、第一の条件とは異なる第二の条件にて第一の単位遊技時と同一の可変入賞口を遊技者にとって有利な状態とする第二の単位遊技である第二の特別遊技状態と、を実行可能であり、特別遊技状態後に特定遊技状態に移行する状況下では、特別遊技状態後に特定遊技状態に移行しない状況下と比較して、高確率で又は常に、当該特別遊技状態として第二の特別遊技状態を実行可能に構成されていることを特徴とするパチンコ遊技機である。

また、本発明は、

第一の単位遊技では、可変入賞口が、最大で第一の所定時間、遊技者にとって有利な状態となる前提下、

第二の単位遊技では、当該第二の単位遊技開始から、第一の所定時間よりも短い第二の所定時間、第一の単位遊技と略同一又は類似の動作をし得る一方、第二の所定時間後においては、第一の単位遊技と異なる動作をし得るよう構成されていてもよい。

更に、本発明は、

第二の単位遊技が実行される場合、第一の単位遊技と異なる前記動作を行った後に当該第二の単位遊技が終了するよう構成されていてもよい。

尚、本発明の技術的範囲は何ら限定されない前提下、本発明の具体的態様として以下のものを例示する。

本態様(1)は、遊技者にとって有利な特別遊技状態と、前記特別遊技状態への移行抽選が実行される通常遊技状態と、前記通常遊技状態よりも特別遊技へ移行し易い状況下で前記特別遊技状態への移行抽選が実行される特定遊技状態と、を採り得るパチンコ遊技機であって、

開状態と閉状態を採り得る可変入賞口(大入賞口2120)と、

前記特別遊技状態時、遊技球が所定個数入球するか第一の所定時間を経過するまで前記可変入賞口(大入賞口2120)を前記閉状態から前記開状態とする単位遊技を一又は複数回含む特別遊技を実行する特別遊技制御手段(特別遊技制御手段1170)と、

前記特定遊技状態に移行するか否かを決定する特定遊技状態移行決定手段(特定遊技制御手段1180)と、

前記特定遊技状態移行決定手段(特定遊技制御手段1180)により前記特定遊技状態への移行が決定されている場合、前記特別遊技終了後に前記特定遊技状態に移行する遊技状態制御手段(特定遊技制御手段1180)と

を有するパチンコ遊技機において、

前記特別遊技制御手段(特別遊技制御手段1170)は、

前記特別遊技を構成する前記一又は複数回の単位遊技について、通常開放パターンの単位遊技と前記通常開放パターンとは異なる特殊開放パターンの単位遊技を実行可能であり、かつ、前記特定遊技状態移行決定手段(特定遊技制御手段1180)により前記特定遊技状態に移行する決定がなされている場合には、前記特定遊技状態移行決定手段(特定遊技制御手段1180)により前記特定遊技状態に移行する決定がなされていない場合と比較して高確率で又は常に、前記特殊開放パターンの単位遊技を含む特別遊技を実行可能に構成されており、

ここで、前記特殊開放パターンでは、当該単位遊技開始から第二の所定時間までは前記通常開放パターンと略同一又は類似の動作をする一方、第二の所定時間から前記第一の所定時間に至るまでの少なくとも一部の時間帯では前記通常開放パターンと異なる動作をする

ことを特徴とするパチンコ遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様(2)は、前記特別遊技制御手段(特別遊技制御手段1170)は、前記特殊開放パターンに係る単位遊技を実行する場合、前記通常開放パターンと異なる前記動作を行った後に当該単位遊技を終了する、前記態様(1)のパチンコ遊技機である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本態様(3)は、前記パチンコ遊技機は、  
遊技状態移行に関連する情報を表示可能な報知情報表示部(装図表示部2141)と、  
所定タイミングで、前記特殊開放パターンでの単位遊技の実行時期を前記報知情報表示部(装図表示部2141)上に表示するよう制御する特殊開放パターン実行時期表示制御手段(特殊開放パターン実行ラウンド報知手段2152d-1)(特殊開放パターン実行ラウンド報知手段2152d-1)と  
を更に有する、前記態様(1)又は(2)のパチンコ遊技機である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本態様(4)は、前記特殊開放パターンとして、開放パターンが相互に異なる複数種の特殊開放パターンが存在し、

前記複数種の特殊開放パターンは、前記特定遊技状態への移行期待度と関連付けられている、前記態様(1)～(3)のいずれか一つのパチンコ遊技機である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によれば、特別遊技終了後の遊技状態を場合により又は常に秘匿すると共に、特別遊技時における大入賞口の開閉動作により当該遊技状態を報知するタイプのパチンコ遊技機において、当該遊技状態の報知を望まない遊技者に対して遊技の趣向を低下させる恐れの無い、これまでに無い斬新な報知手法を提供することができるという効果を奏する。

また、本発明の技術的範囲を何ら限定しない前提下で、本発明の具体的態様として例示した態様に関する効果は下記の通りである。

本態様(1)によれば、特定遊技状態への移行が決定されている場合には、場合により又は常に、特別遊技を構成する少なくとも一の単位遊技における可変入賞口の開放パターンが、当該単位遊技の後半において、特別遊技状態への移行が決定されていない場合のそれと相違するよう構成されているので、特定遊技状態への報知を望まない遊技者は通常通り遊技を実行する(即ち、止め打ちを実行しない)ことで、当該単位遊技の後半において実行される通常とは異なる開放パターンを見なくて済む一方、特定遊技への報知を望む遊技者は特殊な遊技を実行する(即ち、止め打ちを実行する)ことで、当該単位遊技の後半

において実行される通常とは異なる開放パターンを見ることができる。その結果、本態様(1)によれば、特定遊技移行の報知非報知を遊技者の意思でコントロールできるという効果を奏する。更に、本態様(1)によれば、特定遊技移行の報知非報知を遊技者がコントロールした場合、出球数が減少しました出球獲得速度が低下するという遊技者の利益とも直結する事態を招く結果、当該リスクを犯してまで事前に特定遊技移行を把握すべきか遊技者に考えさせることができるので、より遊技の興趣性を高めることができるとなるという効果を奏する。更に、本態様(1)によれば、少なくとも一の単位遊技における可変入賞口の開放パターンは、第二の所定時間以降の動作が異なるように構成されているので、遊技者に対して遊技状態報知の期待感をより長時間持たせることができるとなるという効果を奏する。更に、本態様(1)によれば、普通に遊技（通常のハンドル操作で遊技）を行うか否かで、遊技状態報知（又は示唆）可否が決定されるので、遊技状態報知を望むか否かの遊技者の意思を確認するためのボタン等を設ける必要が無くなるという効果を奏する。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本態様(2)によれば、前記効果に加え、特殊開放パターンの単位遊技が実行される場合には、特定の動作（特殊開放パターン特有の動作）が行われた後に当該単位遊技が終了する、即ち、通常の遊技をしていれば到達しないであろう単位遊技の最終段階にて特定遊技が実行されるよう構成されているので、遊技者が当該特定の動作を見る意思を有していない場合には、当該特定の動作が実行されることを極力防止できるという効果を奏する。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本態様(3)によれば、前記効果に加え、特殊開放パターンでの単位遊技の実行時期を報知情報表示部上に表示するよう構成されているので、遊技状態を報知するか否かの判断機会を遊技者に対して確実に付与することができるという効果を奏する。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本態様(4)によれば、前記効果に加え、特殊開放パターンが複数存在すると共に当該特殊開放パターンは特定遊技状態への移行期待度と関連付けられているので、特定遊技移行への期待感を定量的に異ならしめることができるという効果を奏する。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

以下、本発明の最良形態を説明する。尚、以下の最良形態は、従来の第1種パチンコ遊技機に関するものであるが、これに限定されず、例えば他の遊技機（例えば、従来の第2種や第3種、一般電役、普通機、複合機（例えば、従来の第1種の機能を二つ有する遊技

機や、従来の第1種の機能と従来の第2種の機能を一つ有する遊技機)といったパチンコ遊技機や、雀球遊技機、アレンジボールといった他の遊技機}に応用された場合も本発明の範囲内である。尚、あくまで最良の形態であり、各手段が存在する場所や機能等、各種処理に関する各ステップの順序、フラグのオン・オフのタイミング、各ステップの処理を担う手段名等に關し、以下の態様に限定されるものではない。

ここで、本明細書における各用語の意義について説明する。まず、「抽選」とは、始動口への遊技球の入球を契機として取得した乱数に基づくソフト的な抽選(例えば従来の第1種)の他、例えば振分装置を用いてのハード的な抽選(例えば従来の第2種)をも含む。「特定遊技状態」とは、通常遊技状態よりも特別遊技へ移行し易い状況が構築されれば特に限定されず、例えば、特別遊技への移行当選確率が通常遊技状態のそれよりも高い「特別図柄高確率抽選状態」、特別図柄の変動時間が通常遊技状態時よりも総体的に短い「特別図柄時間短縮遊技状態」、特図始動口に設けられた電動チューリップの開放に関する普通図柄の当選確率が通常遊技状態のそれよりも高い「普通図柄高確率抽選状態」、普通図柄の変動時間が通常遊技状態時よりも総体的に短い「普通図柄時間短縮遊技状態」、普通図柄が当選した際ににおける電動チューリップの開放時間が通常遊技状態時のそれよりも総体的に長い「開放延長状態」、のー又は複数の組み合わせを指す。「開状態」とは、開放し続けることの他、開閉を繰り返すことも含む。「単位遊技」とは、いわゆるラウンドと称されるものであり、内部的にはラウンド継続フラグが立っている期間の遊技を指し、入賞球の合計数が所定球数に達するまで又は開状態の合計時間が所定時間(例えば30秒)に達するまで継続される遊技状態を意味する。「所定タイミング」とは、特別遊技開始時や遊技状態報知開放パターンでの単位遊技開始時等である。